

環水大管発第 2504015 号
令和 7 年 4 月 1 日

都道府県知事 殿
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長
(公印省略)

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」等の施行等について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条に基づく環境基準に関して、公共用水域の水質の測定方法（以下「公定分析法」という。）は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）において定めているところである。

今般、同告示において引用している日本産業規格 JIS K 0102（工場排水試験方法）が、日本産業規格 JIS K 0101（工業用水試験方法）と統合され、新たに日本産業規格 JIS K 0102（-1, -2, -3, -4, -5）（工業用水・工場排水試験方法）の 5 部編成の規格群として令和 6 年 10 月 21 日に分冊化された。

この分冊化に伴い、規格番号の変更が行われたことに加えて、分析技術の向上に対応した新たな分析方法が導入されたため、公定分析法で引用している規格番号の変更及び公定分析法への新たな分析方法の導入を行うこととし、本日「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和 7 年 3 月環境省告示第 31 号）を施行したので通知する。

また、下記 1 に示す告示についても同様に所要の改正を行い、本日、施行したので併せて通知する。さらに、要監視項目に関しても日本産業規格 JIS K 0102（-1, -2, -3, -4, -5）（工業用水・工場排水試験方法）の分冊化に伴い、測定方法で引用している規格番号の変更を行った。

ただし、本改正は、基準値の改正を伴うものでないことに留意いただきたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正の対象となる告示

- ・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）
- ・排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号）
- ・土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）
- ・地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 17 号）
- ・土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号）
- ・土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 19 号）

- ・地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）
- ・水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める検定方法（平成元年8月環境庁告示第39号）
- ・水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法（平成8年9月環境庁告示第55号）
- ・特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第5条第2項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成7年6月16日環境庁告示第30号）
- ・特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年5月30日環境庁告示第9号）
- ・臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年9月13日環境庁告示第63号）

2. 内容の概要

各告示にて引用している規格番号については、分冊化に伴い変更された新たな規格番号へ変更する（別紙1）。

近年の分析技術などに関する検討を踏まえ、公定分析法への導入が適当である新たな分析方法を公定分析法に位置付ける（別紙2）。

3. 要監視項目分析法の取扱い

要監視項目の分析法について、下記の別表1及び別表2のように変更する。

別表1

（人の健康の保護に係る項目）

項目	測定方法
クロロホルム	日本産業規格（以下「規格」という。）K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
p-ジクロロベンゼン	規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
イソキサチオン	平成5年環水規 121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	平成5年環水規 121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェントロチオン（MEP）	平成5年環水規 121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
イソプロチオラン	平成5年環水規 121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
オキシ銅（有機銅）	平成5年環水規 121号付表2に掲げる方法
クロロタロニル（TPN）	平成5年環水規 121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	平成5年環水規 121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
EPN	平成5年環水規 121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
ジクロルボス（DDVP）	平成5年環水規 121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェノブカルブ（BPMC）	平成5年環水規 121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
イプロベンホス（IBP）	平成5年環水規 121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
クロルニトロフェン（CNP）	平成5年環水規 121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
トルエン	規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	平成5年環水規 121号付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	規格 K0102-3 18.4、18.5又は規格 K0102-3 4.5.3に定める方法

	(ただし、測定波長 232.0 nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格 K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
モリブデン	規格 K0102-3 27.2、27.3 又は規格 K0102-3 4.5.3 に定める方法 (ただし、測定波長 313.3 nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格 K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
アンチモン	規格 K0102-3 21.2、21.3 又は 21.4 に定める方法
塩化ビニルモノマー	平成 16 年環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号付表 1 に掲げる方法
エピクロロヒドリン	平成 16 年環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号付表 2 に掲げる方法
全マンガン	規格 K0102-3 15.2、15.3、15.4 又は 15.5 に定める方法 (準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)
ウラン	規格 K0102-3 30.2 又は 30.3 に定める方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	令和 2 年環水大発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号付表 1 に掲げる方法

別表 2

(水生生物の保全に係る項目)

項目	測定方法
クロロホルム	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
フェノール	平成 15 年環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号付表 1 に掲げる方法
ホルムアルデヒド	平成 15 年環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号付表 2 に掲げる方法
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	平成 25 年環水大発第 1303272 号付表 1 に掲げる方法
アニリン	平成 25 年環水大発第 1303272 号付表 2 に掲げる方法
2,4-ジクロロフェノール	平成 25 年環水大発第 1303272 号付表 3 に掲げる方法

別紙1

JISから引用する箇条の変更 (JIS K 0102-1の項目)

水 59	排 64	土 46	調 17	溶 18	含 19	地 10	浸 39	浄 55	K 0102:2019 (旧)	K 0102-1 (新)	項目	備考
									箇条			
	○								12	12	pH	
									17	17	化学的酸素消費量(COD)	
	○								17	17.2	酸性過マンガン酸カリウムによる酸素消費量(COD _{Mn})	
	○								21	18	生物化学的酸素消費量 (BOD)	
									32	21	溶存酸素	
	○								32.1	21.2	よう素滴定法	
	○								32.2	21.3	ミラー変法	
	○								32.3	21.4	隔膜電極法	
	○								32.4	21.5	光学式センサ法	
									24	22	ヘキサン抽出物質	
		○							24.2	22.3	抽出法	
		○							24.3	22.4	抽出容器による抽出法	
	○								24.4	22.5	捕集濃縮・抽出法	

※改正対象告示を以下のように示す。

水 59：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）

排 64：排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）

土 46：土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）

調 17：地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第17号）

溶 18：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第18号）

含 19：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第19号）

地 10：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）

浸 39：水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める検定方法（平成元年8月環境庁告示第39号）

浄 55：水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法（平成8年9月環境庁告示第55号）

JISから引用する簡条の変更 (JIS K 0102-2の項目)

水 59	排 64	土 46	調 17	溶 18	含 19	地 10	浸 39	浄 55	K 0102:2019 (旧)	K 0102-2 (新)	項目	備考
									簡条			
									34	5	ふつ素化合物	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	34.1.1	5.2.2	前処理(水蒸気蒸留法) 500 mLの蒸留フラスコを用いる方法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	34.備考1.	5.2.3	前処理(水蒸気蒸留法) 小型蒸留装置を用いる方法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	34.1.2	5.3	ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	34.4	5.4	流れ分析法(ランタン-アリザリンコンプレキソン発色)	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	34.3	5.5	イオンクロマトグラフィー	
	○						○		34.2	5.6	イオン電極測定方法	
									38	9	シアン化合物	
									38.1.1	9.2	シアン化物	
									38.1.1.1	9.2.2	通気法(pH 5.0で発生するシアン化水素)	
									38.1.1.2	9.2.3	蒸留法(pH 5.5で酢酸亜鉛の存在下で発生するシアン化水素)	
									38.1.2	9.3	全シアン	
○	○	○	○	○		○	○	○	38.1.2	9.3.2	500 mLの蒸留フラスコを用いる方法 (pH2以下で発生する シアン化水素)	
○	○	○	○	○		○	○	○	38.1.2 備考11.	9.3.3	小型蒸留装置を用いる方法(pH2以下で発生するシアン化水素)	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	38.2	9.4	ピリジン-ピラゾロン吸光光度分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	38.3	9.5	4-ピリジナルカルボン酸-ピラゾロン吸光光度分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	38.5	9.6	流れ分析法(4-ピリジナルカルボン酸-ピラゾロン発色)	
		○		○	○				38.4	9.7	イオン電極測定方法	
									42	13	アンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)	
	○						○		42.1	13.2.2	500 mLの蒸留フラスコを用いる方法	
									42.備考2.	13.2.3	200 mLの蒸留フラスコを用いる方法	
	○						○		42.備考3.	13.2.4	小型蒸留装置を用いる方法	
	○						○		42.3	13.3	中和滴定法	
	○						○		42.2	13.4	インドフェノール青吸光光度分析法	
	○						○		42.7	13.5	ザリチル酸-インドフェノール青吸光光度分析法	
	○						○		42.6	13.6	流れ分析法(インドフェノール青発色)	
	○						○		42.5	13.7	イオンクロマトグラフィー	
									42.4	13.8	イオン電極測定方法	
									43.1	14	亜硝酸イオン(NO ₂ ⁻)	
○	○					○	○	○	43.1.1	14.2	ナフチルエチレンジアミン吸光光度分析法	
○	○					○	○	○	43.1.3	14.3	流れ分析法(ナフチルエチレンジアミン発色)	
○	○					○	○	○	43.1.2	14.4	イオンクロマトグラフィー	
									43.2	15	硝酸イオン(NO ₃ ⁻)	
									43.2.2	15.2	還元蒸留-中和滴定法	
○	○					○	○	○	43.2.1	15.3	還元蒸留-インドフェノール青吸光光度分析法	
○	○					○	○	○	—	15.4	還元蒸留-ザリチル酸-インドフェノール青吸光光度分析法	
									43.2.4	15.5	プルシン吸光光度分析法	
○	○					○	○	○	43.2.3	15.6	銅・カドミウムカラム還元-ナフチルエチレンジアミン吸光光度分析法	
○	○					○	○	○	43.2.6	15.7	流れ分析法(銅・カドミウムカラム還元-ナフチルエチレンジアミン発色)	
○	○					○	○	○	43.2.5	15.8	イオンクロマトグラフィー	
									45	17	全窒素	
	○								45.1	17.2	総和法	
○	○								45.2	17.3	酸化分解-紫外線吸光光度分析法	
○									45.4	17.4	酸化分解-銅・カドミウムカラム還元-ナフチルエチレンジアミン吸光光度分析法	
○	○								45.6	17.5	流れ分析法(酸化分解-紫外線吸光又は銅・カドミウムカラム還元-ナフチルエチレンジアミン発色)	
									45.5	17.6	熱分解全窒素分析法	
									45.3	—	硫酸ヒドラジニウム還元法	
									46	18	りん化合物及び全りん	
									46.1	18.2	りん酸イオン(PO ₄ ³⁻)	
									46.1.1	18.2.1	モリブデン青吸光光度分析法	
									46.1.4	18.2.2	流れ分析法(モリブデン青発色)	
									46.1.3	18.2.3	イオンクロマトグラフィー	
									46.2	18.3	加水分解性りん	
									46.2	18.3.1	モリブデン青吸光光度分析法	
									—	18.3.2	流れ分析法(モリブデン青発色)	
									46.3	18.4	全りん	
○	○								46.3.1	18.4.1	ペルオキシ二硫酸カリウム分解法	
○	○								46.3.2	18.4.2	硝酸-過塩素酸分解法	
○	○								46.3.3	18.4.3	硝酸-硫酸分解法	
○	○								46.3.1	18.4.4	モリブデン青吸光光度分析法	
○	○								46.3.1.3	18.4.5	モリブデン青吸光光度分析法(溶媒抽出法)	
○	○								46.3.4	18.4.6	流れ分析法(酸化分解-モリブデン青発色)	

JISから引用する簡条の変更 (JIS K 0102-3の項目)

水 59	排 64	土 46	調 17	溶 18	含 19	地 10	浸 39	浄 55	K 0102:2019 (旧)	K 0102-3 (新)	項目	備考
									簡条			
									3.3	4.1.9.3	試料の保存処理	
									47	5	ほう素(B)	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	47.1	5.2	メチレンブルー吸光光度分析法	
	○								47.2	5.3	アゾメチンH吸光光度分析法	
									—	5.4	流れ分析法(アゾメチンH吸光光度分析法)	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	47.3	5.5	ICP発光分光分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	47.4	5.6	ICP質量分析法	
									52	11	銅(Cu)	
									52.1	11.2	ジエチルジチオカルバミド酸吸光光度分析法	
	○								52.2	11.3	フレイム原子吸光分析法	
	○								52.3	11.4	電気加熱原子吸光分析法	
	○								52.4	11.5	ICP発光分光分析法	
	○								52.5	11.6	ICP質量分析法	
									53	12	亜鉛(Zn)	
○	○								53.1	12.2	フレイム原子吸光分析法	
○	○								53.2	12.3	電気加熱原子吸光分析法	
○	○								53.3	12.4	ICP発光分光分析法	
○	○								53.4	12.5	ICP質量分析法	
									54	13	鉛(Pb)	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	54.1	13.2	フレイム原子吸光分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	54.2	13.3	電気加熱原子吸光分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	54.3	13.4	ICP発光分光分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	54.4	13.5	ICP質量分析法	
									55	14	カドミウム(Cd)	
	○				○			○	55.1	14.2	フレイム原子吸光分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	55.2	14.3	電気加熱原子吸光分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	55.3	14.4	ICP発光分光分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	55.4	14.5	ICP質量分析法	
									56	15	マンガン(Mn)	
	○								56.2	15.2	フレイム原子吸光分析法	
	○								56.3	15.3	電気加熱原子吸光分析法	
	○								56.4	15.4	ICP発光分光分析法	
	○								56.5	15.5	ICP質量分析法	
									57	16	鉄(Fe)	
									57.1	16.2	フェナントリン吸光光度分析法	
	○								57.2	16.3	フレイム原子吸光分析法	
	○								57.3	16.4	電気加熱原子吸光分析法	
	○								57.4	16.5	ICP発光分光分析法	
									—	16.6	ICP質量分析法	付表で定める
									61	20	ひ素(As)	
	○	○		○	○			○	61.1	20.2	ジエチルジチオカルバミド酸銀吸光光度分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	61.2	20.3	水素化物発生原子吸光分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	61.3	20.4	水素化物発生ICP発光分光分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	61.4	20.5	ICP質量分析法	
									65	24	クロム(Cr)	
									65.1	24.2	全クロム	
	○							○	65.1.1	24.2.1	ジフェニルカルバジド吸光光度分析法	
	○								65.1.2	24.2.2	フレイム原子吸光分析法	
	○							○	65.1.3	24.2.3	電気加熱原子吸光分析法	
	○							○	65.1.4	24.2.4	ICP発光分光分析法	
	○							○	65.1.5	24.2.5	ICP質量分析法	
									65.2	24.3	クロム(VI) [Cr(VI)]	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	65.2.1	24.3.1	ジフェニルカルバジド吸光光度分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	65.2.6	24.3.2	流れ分析法(ジフェニルカルバジド吸光光度分析法)	
		○	○	○					65.2.2	24.3.3	フレイム原子吸光分析法	
○		○	○	○	○			○	65.2.3	24.3.4	電気加熱原子吸光分析法	
○		○	○	○	○			○	65.2.4	24.3.5	ICP発光分光分析法	
○		○	○	○	○			○	65.2.5	24.3.6	ICP質量分析法	
									65.2.7	24.3.7	液体クロマトグラフィー-ICP質量分析法	
									66	25	水銀(Hg)	
									66.1	25.2	全水銀	付表で定める
									66.1.1	25.2.1	還元気化原子吸光分析法	
									66.1.2	25.2.2	加熱気化原子吸光分析法	
									66.1.3	25.2.3	加熱気化一金アマルガム捕集原子吸光分析法	
									67	26	セレン(Se)	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	67.2	26.2	水素化物発生原子吸光分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	67.3	26.3	水素化物発生ICP発光分光分析法	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	67.4	26.4	ICP質量分析法	
									附属書1のXVI.	附属書K (参考)	薄層クロマトグラフ分離-原子吸光分析法によるアルキル水銀の定量方法	
									67.1	附属書L (参考)	3,3'-ジアミノベンジジン吸光光度分析法によるセレン(Se)の定量方法	

JISから引用する箇条の変更 (JIS K 0102-4の項目)

水 59	排 64	土 46	調 17	溶 18	含 19	地 10	浸 39	浄 55	K 0102:2019 (旧)	K 0102-4 (新)	項目	備考
									箇条			
									28	5	フェノール類及びp-クレゾール類	
									28.1	5.2	フェノール類	
	○								28.1.1	5.2.2.2	大型の蒸留フラスコを用いる方法	
									28.備考2.	5.2.2.3	小型の蒸留フラスコを用いる方法	
	○								28.備考3.	5.2.2.4	小型蒸留装置を用いる方法	
	○								28.1.2	5.2.3	4-アミノアンチピリン吸光光度分析法	
	○								28.1.3	5.2.4	流れ分析法(4-アミノアンチピリン発色)	
									30	6	界面活性剤	
									30.1	6.2	陰イオン界面活性剤	
									30.1.1	6.2.1	メチレンブルー吸光光度分析法	
									30.1.2	6.2.2	エチルバイオレット吸光光度分析法	
									30.1.3	6.2.3	溶媒抽出-フレイム原子吸光分析法	
									30.1.4	6.2.4	流れ分析法(メチレンブルー発色)	
○									—	6.2.5	高速液体クロマトグラフィー質量分析法 (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)	
									31	7	農薬	
									31.1	7.2	有機りん農薬(パラチオン、メチルパラチオン、EPN) ※7.2.3、7.2.4にはメチルジメトンも規定されている	
	○	○	○	○			○	○	31.1.1	7.2.1	溶媒抽出	
	○	○	○	○			○	○	31.1.1	7.2.2.2	カラムクロマトグラフ分離(二酸化けい素・けい藻土カラム)	
	○	○	○	○			○	○	—	7.2.2.3	カラムクロマトグラフ分離(フロリジルカラム)	
	○	○	○	○			○	○	31.1.2	7.2.3	ガスクロマトグラフィー	
									—	7.2.4	ガスクロマトグラフィー質量分析法	
	○	○		○					31.1.3	7.2.5	ナフチルエチレンジアミン吸光光度分析法(アペレルーノリス法)	
	○	○		○					31.1.4	7.2.6	p-ニトロフェノール吸光光度分析法	
									31.備考1.	附属書C (参考)	薄層クロマトグラフによる有機りん農薬の分離方法	
									—	附属書D (参考)	モリブデン青吸光光度分析法によるメチルジメトンの定量	

JISから引用する箇条の変更（その他の告示）

- 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第5条第2項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成7年6月16日環境庁告示第30号）

別表 トリハロメタン生成能の検定方法

「日本産業規格K0102の三十三・一又は三十三・二」を「日本産業規格K0102-1の二十三・二又は二十三・四」に変更する。

「日本産業規格K0102-1の二十八の備考十一」を「日本産業規格K0102-1の二十三・七」に変更する。

- 特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年5月30日環境庁告示第9号）

別表第1 アンモニアの測定方法

「日本産業規格K0102の36の注3」を「日本産業規格K0102-2の7.2.2.C」に変更する。

- 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年9月13日環境庁告示第63号）

別表 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法

「日本産業規格K0102に定める装置又はこれと同等以上の性能を有するもの」を「日本産業規格K0102-1に定める装置又はこれと同等以上の性能を有するもの」に変更する。

別紙 2

以下の表のとおり、項目ごとに対象告示を改正する。

項目	改正対象告示（注1）									告示改正（案）の概要（注2）
	水	排	土	調	溶	含	地	浸	浄	
全シアン （シアン化合物）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	適用除外とされていた小型蒸留装置について、公定法としての検証が完了したため適用可能となるように告示を改正する。
セレン（セレン及びその化合物）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	（排）3,3'-ジアミノベンジジン吸光光度分析法について、JIS K 0102-3では附属書（参考）となったため削除する。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○								○	JIS K 0102-2で導入された「還元蒸留-サリチル酸-インドフェノール青吸光光度法」について、公定法としての検証が完了したため適用可能となるように告示を改正する。
ふっ素 （ふっ素及びその化合物）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	適用除外とされていた小型蒸留装置について、公定法としての検証が完了したため適用可能となるように告示を改正する。 （水）付表7を JIS K 0102-2 5.5 の引用に変更する。
浮遊物質量	○	○								（水）付表9を変更する（乾燥後の浮遊物質量を5mgから2mgへ変更）。
大腸菌数	○									（水）付表10を JIS K 0102-5 5.6.2に定める方法（ただし、5.6.2.7は除く。）の引用に変更した上で、「試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する」のただし書きを加える。
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	○									（水）付表12を JIS K 0102-4 6.2.5 の引用に変更する。
全窒素（湖沼）	○									硫酸ヒドラジニウム還元法について、JIS K 0102-2 では規定されていないため削除する。
n-ヘキサン抽出物質 （ノルマルヘキサン抽出物質含有量）	○	○								（水）付表14を JIS K 0102-1 22.5 の引用に変更する。 （排）付表4を JIS K 0102-1 22.3、22.4 の引用に変更する。
アンモニア、アンモニウム化合物		○							○	適用除外とされていた小型蒸留装置について、公定法としての検証が完了したため適用可能となるように告示を改正する。
亜硝酸化合物、硝酸化合物		○							○	JIS K 0102-2で導入された「還元蒸留-サリチル酸-インドフェノール青吸光光度法」について、公定法としての検証が完了したため適用可能となるように告示を改正する。
フェノール類含有量		○								適用除外とされていた小型蒸留装置について、公定法としての検証が完了したため適用可能となるように告示を改正する。
溶解性鉄含有量		○								（排）ICP-MS法を付表として追加する。
有機燐化合物		○							○ ○	付表1から JIS K 0102-4 7.2.3 の引用に変更する。なお、付表1の薄層クロマトグラフ分離法は削除する。 （排）薄層クロマトグラフ分離法を用いるメチルジメトン分析法の付表2を削除する。

（注1）：

水：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）

排：排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）

土：土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）

調：地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第17号）

溶：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第18号）

含：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第19号）

地：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）

浸：水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める検定方法（平成元年8月環境庁告示第39号）

浄：水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法（平成8年9月環境庁告示第55号）

（注2）：（水）に関する記載は、（注1）の告示「水」のみの改正内容であり、（排）に関する記載は（注1）の告示「排」のみの改正内容である。